

議案第126号

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例

川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,000円」を「1,010円」に、「2,000円」を「2,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に模写、模造又は原板使用に係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

青少年科学館の特別利用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。